

施設管理委員会 運営規程

本規程は、笠山町々内会会則第10条の専門委員会(4)に定める施設管理委員会(以下本会という)の業務について必要な事項を定め円滑な会務の運営を図ることを目的に定める。

1. 任 務

1. 町内管理施設(笠山会館・ふれあい広場・町内会の倉庫)の利用に関する事項
2. 町内管理施設(笠山会館・公園等)保全・清掃・修理に関する事項
3. 町内の管理施設内の備品の管理(専門部・専門委員会の保有物品を除く)
4. 上記各号に関連または附帯する事項

2. 委員の構成

町内会執行役員(会長・副会長・会計・庶務)および町内会長より委嘱された者(委員)で構成する。

3. 責任者の定め

本会の責任者は町内会長とする。

4. 任 期

委員の任期は、町内会執行部の任期(総会日から次の総会終了時)までとする。再任は妨げない。

5. 会 議

本会の会議は必要に応じて町内会長が招集する。

6. 必要経費

本会の運営に必要な経費については、原則として町内会会計より支出する。

7. 雑 則

本会と町内会役員会との調整については、町内会長が行う。

以 上

制定 平成7年4月

平成25年4月 一部改訂 (家庭菜園を地域環境部に移動)

注 平成27年4月に地域環境部の廃部につき、家庭菜園は委託方式となり執行部の管理管轄となっています。